

## 国内クレジット推進協議会 入会方法について

### 入会申込みにあたって

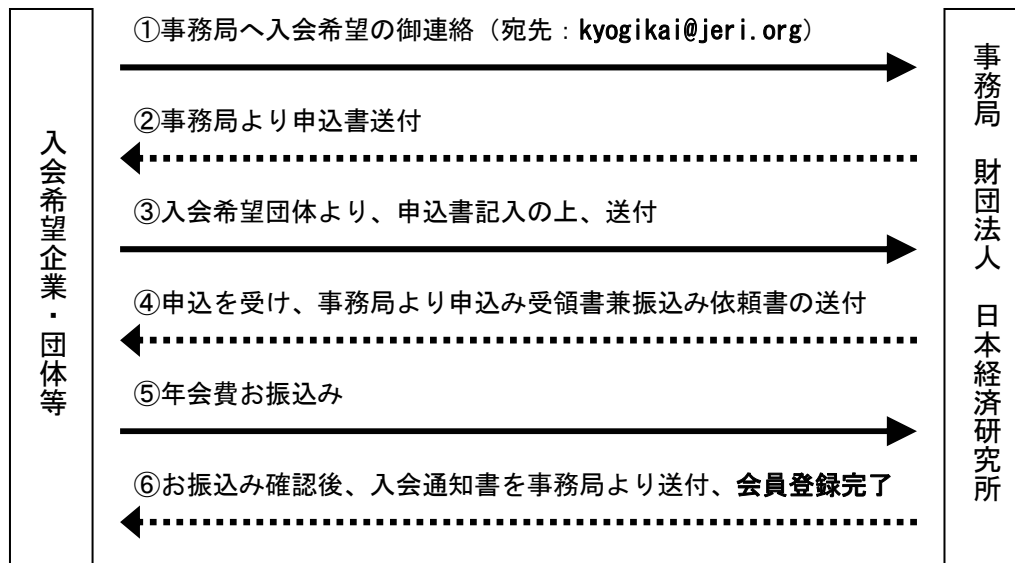
申込みにあたっては、下記の添付書類を御確認下さい。

- ・ 協議会設立趣意書
- ・ 協議会規約
- ・ 年会費の支払い及び管理のあり方に関する細則
- ・ 協議会活動計画

### 入会申込み方法

当協議会の趣旨に賛同いただき入会を希望される企業・団体等は、下記の事務局メールアドレスに「国内クレジット推進協議会入会希望」と題し、御連絡先下さい。追って事務局より、入会申込書をメールにて送付いたします。その後、下記の流れで手続をとらせていただきます。

#### 【会員受付の流れ】



※地方公共団体等につきましては別途お問合せ下さい。

### 入会申込み先（事務局）

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4 駿河台セントビル  
財団法人日本経済研究所内 国内クレジット推進協議会事務局

TEL: 03 (5280) 6273

FAX: 03 (5280) 6112

E-mail: kyogikai@jeri.org

(担当：五十嵐・萩原・永島・横山)

# 国内クレジット推進協議会 設立趣意書

発起人一同

2008年度より京都議定書の第一約束期間が開始されたことにともない、我が国は課せられている温室効果ガスの削減義務を実際に果たしていく段階に入った。

こうした中、京都議定書の目標達成に向けて、我が国の企業は一丸となってCO<sub>2</sub>削減への取組みを始めているところである。しかし、多くの中小企業等においては資金調達や技術制約等の問題により、排出削減のための取組には自ら限界があるのが実情である。

こうした状況を背景に、経済産業省では、民間、特に大企業の資金・技術を活用し、中小企業の排出削減を進める仕組みとして、いわば「国内CDM」とも言える国内制度の構築を進めており、3月に閣議決定された京都議定書目標達成計画の改訂にもこれが盛り込まれているところである。

本制度は、国内の自助努力による排出削減の仕組みの一つであり、かつ中小企業と大企業が手を携えて我が国全体の課題に取り組むものである。また、本制度はベースライン&クレジット方式による日本版の国内排出量取引として、世界にも発信できる制度と言える。

この優れた本制度が実際に活用され、我が国の中小企業の温室効果ガスの排出削減に貢献し、我が国の目標達成に寄与していくためには、本制度を広く産業界に知らしめ普及させる必要がある。

発起人一同は、本制度の社会的認知度を高め、制度普及に向けた取り組みを大幅に加速することの重要性を認識し、ここに本制度の普及を目的とした「国内クレジット推進協議会」を設立するものである。

以上

## 国内クレジット推進協議会規約

### 第1条（名称）

本会は「国内クレジット推進協議会」（「協議会」という。以下同じ。）と称する。

### 第2条（目的）

協議会は、2008年3月28日に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において記載されている、「大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組み」、いわゆる「国内CDM制度」の社会的認知度を高め、制度の設立を支援しその普及を図っていくことを目的とする。

### 第3条（活動内容）

協議会は、第2条に定める目的を達成するための活動を行う。具体的な活動内容は、総会で議決する活動計画に定める。

### 第4条（会員）

協議会は、第2条の目的に賛同し、所定の入会申込書を第17条に定める事務局に対し提出した企業及び団体等（「会員」という。以下同じ。）により構成する。

### 第5条（会員の権利）

- (1) 会員は、協議会の会員であることを、会員の広告、パンフレット、催事等において示すことができる。
- (2) 会員は、協議会が実施する活動に参加することができる。

### 第6条（会員の義務）

- (1) 会員は、協議会の活動に積極的に参加する。
- (2) 会員は、協議会が実施する広告、広報、催事等においてその名称が利用されることを承認する。
- (3) 会員は、第16条に定める年会費を支払う。

### 第7条（会員の退会）

会員は、所定の退会届出書を事務局に届け出ることにより、自主的に退会することができる。

## 第8条（役員）

協議会に次の役員をおくものとする。

- (1) 代表 2名
- (2) 監事 1名

## 第9条（役員の職務）

- (1) 代表は協議会を代表するとともに、会務を総理する。
- (2) 監事は第17条により事務局が作成する会計報告についてその適正性を監査し、会員に報告する。
- (3) 代表は、第16条に定める年会費による収入の範囲で、活動を企画、実行することを事務局に指示し、監督する。また、代表は、活動の円滑な実施のため、必要に応じて会員により構成されるワーキンググループを設置できる。
- (4) 代表の任期は、原則として第15条に定める活動期間と同一とする。

## 第10条（総会）

- (1) 協議会の意思決定機関として総会を置く。

## 第11条（総会の開催および招集）

- (1) 総会は原則として年1回開催する。
- (2) 総会は代表が招集し、代表が議長を務めるものとする。

## 第12条（総会の成立）

- (1) 総会は、全会員の過半数の出席により成立する。委任状も有効とする。
- (2) 代表の指示により、事務局が必要な事務を行う。

## 第13条（総会の議決）

- (1) 総会の議事は、出席している会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (2) 総会における議決は、委任状を含む。
- (3) 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。
  - ア. 役員を選出
  - イ. 規約の改正
  - ウ. 活動計画
  - エ. 予算計画
  - オ. その他協議会の運営上重要な事項

(4) 総会は、次に掲げる事項について事務局より報告を受ける。

ア. 活動報告

イ. 決算報告

#### 第14条（会員からの意見・要望等）

会員は代表に対し、自由に意見・要望等を伝えることができる。代表はそれが建設的、合理的と判断される限り誠実に対応する。

#### 第15条（協議会活動期間及び活動年度）

(1) 協議会の活動期間は、(3)に定める活動年度に基づく当面3年とする。

(2) 活動期間中の最後の総会において議決された場合に、協議会の活動は継続される。

(3) 協議会活動の活動年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。但し、設立初年度は、総会の開催時からとする。

#### 第16条（年会費、使途及び収支の管理）

(1) 会員は以下に定める金額を活動年度毎に年会費として支払う。なお、代表は、地方公共団体及び特段の理由が認められる団体に対し、会費の免除を認めることができる。

ア 中小企業基本法による中小企業者は1万円/社、

イ その他の企業・団体等は10万円/社

(2) 年会費の支払い及び管理のあり方等については、別途細則を定める。

(3) 年会費の使途は、事務局経費及び活動計画に沿う諸活動に伴う実費に限る。また、活動年度末における年会費の残余は、翌活動年度に繰り越すことができる。

(4) 年会費は、会員が活動年度途中の入会の際にも(1)に定める額の全額を支払うほか、活動年度途中の退会の場合においても返却しない。

#### 第17条（事務局）

(1) 協議会の事務処理のため事務局を置くこととし、代表が統括する。

(2) 事務局事務は、財団法人日本経済研究所に委託する。

(3) 事務局の事務内容は、入退会手続き・名簿管理、年会費の収受・会計管理・報告、総会及び各協議会等の開催準備、活動計画に沿う諸活動の支援等のほか、総会で定める内容とする。

#### 第18条（その他）

(1) 活動内容及び予算計画の軽微な変更は、総会の議決に依らず代表の判断により行える。

- (2) 本規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、代表がこれを定めて会員に通知する。

第19条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争解決の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

（以下余白）

# 年会費の支払い及び管理のあり方に関する細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、国内クレジット推進協議会規約第16条第2項の規定に基づき、国内クレジット推進協議会の年会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 年会費等

### (入会方法)

第2条 会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出し、滞りなく入会年度の会費を納入しなければならない。

### (会費の納入方法)

第3条 会費の納入方法は、事務局が別に定める銀行への振込みとする。

2 会費の納入に要する銀行振込み手数料は、入会を希望する者又は会員の負担とする。

### (会費納入遅延に対する措置)

第4条 代表は、この細則に定める会費の納入を遅延した会員に対して、総会における議決権行使の停止措置、および協議会が行う一部の事業への参画を一時的に制限できるものとする。

### 附則

1 この細則は、設立総会実施後から施行する。

(以下余白)

# 国内クレジット推進協議会活動計画

## 1. 活動基本方針

- 国内CDM制度（中小企業のCO2削減支援）の普及・啓蒙の場とする。
- 国内CDM制度に則ったプロジェクトを立ち上げるためのプロジェクト創出支援の場とする。

## 2. 活動内容

### （1）協議会の開催

#### <開催内容>

- 会員に向けた国内CDM制度に関連する情報提供等
- 当制度に関連する意見交換の場の提供

#### <開催回数>

- 年4回程度

### （2）制度の普及促進活動

- 制度紹介等のシンポジウム、セミナー等の開催
- 地球温暖化関連イベントでのPR

### （3）プロジェクト創出支援

## 3. 平成20年度活動予定

### 第1ステップ（制度設計段階）：国内CDM制度の普及・啓蒙

- 制度内容の紹介
- 国内CDM制度の概要（19年度の検討結果）の説明
- 制度設計の経過報告とそれに対する要望事項の収集



## 第2ステップ（制度設計完成段階）：国内CDM制度の普及・啓蒙

- 制度設計（ガイドライン）の説明
  - プロジェクトの手続きの流れ
  - 追加性の概念
  - ベースラインの設定
  - クレジットの用途と売り手の定義
  - クレジット期間・発行手順 他
- 認定プロジェクトの紹介
  - プロジェクト内容
  - 申請手順
  - モニタリング方法



### 制度の普及・啓蒙活動に向けた企画WG組成

<想定メンバー>  
各業界より1社 20社程度

## 第3ステップ：制度活用にあたっての課題収集と対応策の検討→次年度以降の活動への反映

- プロジェクト創出支援スキームの検討
  - 制度参加者の実務的な支援（プロジェクト申請方法相談窓口の紹介）
  - 制度参加希望者(大企業と中小企業)のマッチング
  - 認証上のよくある間違い・重大なミスに関する事例紹介
  - 制度の優秀事例に関するケーススタディ
- 国内CDM制度を活用したビジネスチャンスと制度のネックの洗い出し
- 新たなプロジェクト分野の発掘と認定のための検討事項



### 次年度以降の活動にむけてWGの組成（21年度）

【年間活動スケジュール（予定）】

月	活動ステップ	協議会	WG	シンポジウム・セミナー
6	第1ステップ	設立総会兼第1回 ・議決事項の決議 ・国内CDM制度の概要 （19年度の検討結果）の 説明		
7			企画WG立ち上げ	
8		第2回（8月上旬） ← ・制度設計の経過報告とそ れに対する要望事項の 収集	要望事項の収集	
9			啓蒙・普及方法の企画	
10	第2ステップ	第3回（10月中旬） ・制度設計（ガイドライン） の説明 ・認定プロジェクトの紹介	啓蒙・普及の実施 →	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡での シンポジウム・セミナー 一開催 計6回
11				
12				
1				
2	第3ステップ	第4回（2月中旬） ← ・プロジェクト創出支援ス キームの検討 ・国内CDM制度を活用し たビジネスチャンスと 制度のネックの洗い出 し ・新たなプロジェクト分野 の発掘と認定のための 検討事項	制度活用に当たって 課題収集	
3				

以 上